

平成28年度特別区一般廃棄物処理業能力認定試験

収集運搬業 問題用紙

受験上の注意

- 受験番号と氏名を解答用紙に記入してください。
- 受験番号を解答用紙(マークシート)にマークしてください。
- 解答用紙の「記入上の注意」をよく読んでからとりかかってください。
- 出題形式は択一方式と記述方式で、あわせて50問出題されています。
- どの問題も正解は一つです。
- 択一方式での解答の際は、各問の正解と思われるものを選択肢1. ～ 5.の中から選び、解答用紙(マークシート)にあらかじめ印刷された解答欄の〔1〕～〔5〕の番号のうち、該当する番号にマークして解答してください。
- 記述方式での解答の際は、各問の正解と思われる語句を解答用紙の裏面に印刷された解答欄にかい書で正確に記入して下さい。
- 問題の中で、法令等の名称を次のとおりに略しています。

○「廃掃法」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○「政令」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
○「環境省令」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
○「条例」	各区の廃棄物処理条例
○「規則」	各区の廃棄物処理規則
○「清掃一組」	東京二十三区清掃一部事務組合
○「清掃一組処理施設」	23区内の清掃工場、中防処理施設、品川清掃作業所
○「指定処理施設」	清掃一組処理施設及び東京都最終処分場
○「許可区」	許可を受けている区
○「清掃協議会」	東京二十三区清掃協議会
- ※その他、各種法令で規定する用語の定義は、この問題においても同様に使用しています。
- “不正行為”又は“不正とみなされる行為”は絶対にしないでください。
- 終了時間になりましたら、「終了」の指示をしますので、その指示がありましたら直ちに筆記用具を机の上に置き、指示に従ってください。

【問１】（分野１）廃棄物の定義、種類に関する下記のＡ～Ｅの記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢１～５の中から選びなさい。

- A. 廃掃法では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義している。
- B. 厚生省通知では、廃棄物について、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、廃棄物に該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないとしている。
- C. 家庭廃棄物の収集・運搬に当たっては、一般廃棄物収集・運搬業の許可が必要である。
- D. 産業廃棄物には、燃え殻、し尿を含む汚泥、廃酸、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類などがある。
- E. 事業者が自らその廃棄物を運搬する場合は、一般廃棄物収集・運搬業の許可は不要である。

- 1. １つ
- 2. ２つ
- 3. ３つ
- 4. ４つ
- 5. ５つ

【問２】（分野１）特別区の清掃事業における清掃協議会の役割として下記のＡ～Ｅの記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢１～５の中から選びなさい。

- A. 浄化槽清掃業の許可及び指導
- B. 一般廃棄物処理施設の設置許可、届出及び指導
- C. 大規模排出事業者等に対する排出指導
- D. 清掃工場等の管理・運営
- E. 一般廃棄物処理計画の策定

- 1. １つ
- 2. ２つ
- 3. ３つ
- 4. ４つ
- 5. ５つ

【問3】(分野1) 一般廃棄物処理業の許可制度に関する下記のA～Eの記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 事業所等から排出される弁当がら等は、廃プラスチックたる産業廃棄物であるが、例外的に清掃工場及び中防処理施設に搬入することが可能である。
- B. 専ら再生利用の目的となる廃棄物〔古紙、くず鉄(古銅等を含む。)、空きびん類、ペットボトル、古繊維〕のみの収集又は運搬を業として行う場合は、一般廃棄物処理業の許可は不要である。
- C. 市町村長の指定を受け、再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合は、収集運搬業の許可が不要である。
- D. 一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可を受けた者は、別途許可なくして当該業を他人に委託することは禁止されている。
- E. 食品関連事業者から食品リサイクルのために委託を受けた場合は、収集運搬業の許可は不要である。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問4】(分野1) 環境省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者が環境大臣の認定を受けて、当該認定に係る一般廃棄物の収集、運搬、処分を業として行う場合、いわゆる再生利用に係る特例が適用され、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。ここでいう「環境省令で定める一般廃棄物」として、下記のA～Eの記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 廃肉骨粉(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。)
- B. 金属を含む廃棄物(当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。)
- C. 廃パーソナルコンピュータ(パーソナルコンピュータ又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。)
- D. 古紙(専ら再生利用の目的となる廃棄物に限る。)
- E. 廃ゴム製品(ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。)

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問5】（分野1）特別区における一般廃棄物処理業の許可のうち収集運搬業の許可に関する下記のA～Eの記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. いずれかの区で許可を有しており、指定処理施設への搬入のみを行う場合は、許可申請は不要である。
- B. 当該区に作業場所はないが、保管・積替施設がある場合は、「収集・運搬（保管・積替えを含む。）」の区分の許可が必要となる。
- C. 当該区に作業場所はないが、当該区にある民間施設に搬入する場合は、運搬の許可が必要となる。
- D. 指定処理施設の休業の場合、一般廃棄物を運搬車に積載した状態で特定の施設に駐車するためには、保管・積替えを含む区分での許可が必要となる。
- E. 学校給食から出る食品残さをリサイクルするため、登録再生利用事業者の処理施設に搬入する場合は、収集・運搬の許可は不要である。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問6】（分野1）特別区における一般廃棄物収集運搬業の許可基準に関する下記のA～Eの記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 運搬車は、原則として自ら所有していなければならない。
- B. 継続的な作業場所が建物を単位とする場合、他の一般廃棄物収集運搬業者が当該建物を継続的な作業場所としていてはならない。
- C. 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、車両総重量が20トン以下でなければならない。
- D. 運搬車は、厨芥を運ぶ場合は、シートやカバーで荷箱を覆うような構造でなければならない。
- E. 保管・積替えを行う施設は、床はコンクリート等の防水対策を施した頑強なものでなければならない。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問7】(分野1) 一般廃棄物の保管・積替えに関する下記のA～Eの記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならない。
- B. 一般廃棄物の保管を行う場合には、環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した縦及び横それぞれ60センチメートル以上の掲示板が設けられていること。
- C. 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
- D. 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- E. 特別区では、指定処理施設へ搬入可能な日には、原則として一般廃棄物の保管をしてはならない。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問8】(分野1) 下記のA～Eの記述のうち、特別管理一般廃棄物に該当しないものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 医療関係機関から排出される、血液が付着していない新型インフルエンザ患者の紙おむつ
- B. 廃冷蔵庫に含まれるポリ塩化ビフェニル使用部品
- C. 感染性一般廃棄物のうち、法令で定められた方法により滅菌処理されたもの
- D. ダイオキシン類の含有量が基準を超えるダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設からの汚泥
- E. ごみ処理施設からのばいじんの処理物（溶融処理されたもの）

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 9】（分野 1）特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。ただし、環境省令で定める場合は、この限りではない。
- B. 特別管理一般廃棄物の保管は、積替えを行う場合を除き、行ってはならない。ただし、政令で定める廃棄物については、この限りではない。
- C. 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りではない。
- D. 感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、運搬容器に収納して収集又は運搬すること。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。
- E. 感染性一般廃棄物の収集運搬には、「特別管理一般廃棄物」の収集運搬の許可が必要である。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 10】（分野 1）一般廃棄物収集運搬業に使用する運搬車の表示等に関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 運搬車の外部塗装は、原則としてブルー一色とすること。
- B. 運搬車以外の車両には、特別区で許可された一般廃棄物収集運搬業者である旨の表示をしないこと。
- C. 運搬車には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。
- D. 許可番号は、運搬車の荷箱又は荷台の両側面、車両後方面の計 3 か所に白色で表示すること。ただし、表示の色については、特に配慮する必要がある場合は、この限りではない。
- E. 一般廃棄物収集運搬業に使用しなくなった運搬車については、特別区で許可された一般廃棄物収集運搬業者である旨及び許可番号の表示を抹消すること。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 1 1】（分野 1）収集又は運搬に関する遵守事項の内容になるように、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

（略）

- ① 一般廃棄物収集運搬業に使用する運搬車は、特別区の一般廃棄物収集運搬業 （ア）とすること。
 - ② 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を運搬車で収集運搬する場合は、他の一般廃棄物と混載しないこと。また、運搬先は特別区の区域内であること。
 - ③ 運搬車で、びん、缶等の （イ）や （ウ）を運搬しないこと。
 - ④ 従業員に、（エ）関係を証明する書類（身分証明書など）を常時携帯させること。
- （以下略）

【問 1 2】（分野 1）収集又は運搬に関する遵守事項の内容になるように、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

- ・ 運搬車の （ア）ごとに、（イ）で廃棄物の取扱状況を管理すること。
- ・ 運搬車は作業終了後、（ウ）の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散を防止するとともに清潔の保持に努めること。

【問 1 3】(分野 1) 収集又は運搬に関する事故・故障時の対応の中の「報告事項」の内容になるように、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

(ア) への報告事項

- ・ (イ) 及び業者名
- ・ (ウ)、発生日時及び発生場所
- ・ 事故・故障等の内容 (自走の可否など)
- ・ 「 (エ)」をする場合は、その住所と予定期間

【問 1 4】(分野 1) 保管等に関する遵守事項の内容になるように、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

- ① 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、 (ア) 又は (イ) を受けた施設で行うこと。 (ア) 又は (イ) のない施設で保管・積替えを行ってはならない。
 (ア) を受けるには、騒音及び悪臭の発散を防止するための措置等が講じられた、密閉状態を確保することのできる施設が必要である。
- ② 施設の設置、土地利用規制及び設備等について必要な関係法令上の手続きを行うこと。
- ③ 特別区の区域 (ウ) で保管・積替えを行った一般廃棄物は、特別区の区域 (エ) の運搬先に運搬しないこと。

(以下略)

【問 1 5】(分野 1) 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する場合の特例の内容になるように、
に入る語句を解答欄に記入しなさい。

- ① 特定家庭用機器廃棄物の運搬先は、 場所・ 所等又は 施設であること。
- ② 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する場合は、 の妨げにならないような方法で行うこと。

【問 1 6】(分野 2) 特別区における一般廃棄物収集運搬業の手続きに関する下記の A～E の記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 収集運搬業の許可（普通ごみ）を取得した場合は、排出事業者との一般廃棄物処理委託契約締結後、速やかに契約書の写しを清掃協議会に提出する。
- B. 許可対象廃棄物のうち、「汚でい」の収集運搬業については、現在、新規許可を行っていない。
- C. 道路・公園ごみの変更許可申請の場合は、契約書の写しの提出が不要である。
- D. 申請書は、提出用と申請者控用を作成し、提出する。なお、申請者控用については、添付書類を省略することができ、写しでもよい。
- E. いずれかの区で収集・運搬業の許可を得ている場合に、新たに別の区の許可申請を行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 1 7】（分野 2）特別区における一般廃棄物収集運搬業の手続きに関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 更新許可申請にあたっては、許可期間が満了する年度に区長が指定する講習会を修了していなければならない。
- B. 更新許可申請書とその添付書類は、1 部で複数区の許可を同時に申請することができる。
- C. 更新許可申請の際、「添付書類省略申出書」の該当欄に○印を付ければ、「運搬施設に関する書類」は添付を省略することができる。
- D. 更新許可の申請書にはすべての保管・積替施設について記載する。
- E. 更新許可申請に当たっては、許可期限を合わせるために許可期限の短縮又は延長を申し出ることができる。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 1 8】（分野 2）特別区における一般廃棄物収集運搬業の手続きに関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 変更承認申請が認められ、新しい許可証が交付された場合は、変更前の許可証は返納しなければならない。
- B. 変更承認事項が複数ある場合は、1 部の変更承認申請書にて同時に申請することができる。
- C. 変更承認申請した事項が承認されるまでは、申請事項に係る事業を行うことはできない。
- D. 運搬先の施設に関して変更承認申請を行う場合、運搬先施設の所在する区とその運搬先に搬入する廃棄物を収集する区全てについて申請を行う。
- E. 変更許可申請を行った場合の許可日は、原則として申請が受理された日の翌々月の 1 日である。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 1 9】（分野 2）特別区における一般廃棄物収集運搬業の実績報告書に関する下記の A～E の記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 一般廃棄物処理実績報告書は、当該許可業者が 1 年間で処理した特別区全体の処理量を一覧できるものである。
- B. 区別一般廃棄物処理量実績調査票は、作業場所の所在区ごとに一般廃棄物処理業として行った実績を報告するものである。
- C. 医療廃棄物処理実績報告書は、許可区すべてに実績がない場合は実績なしと表記し、押印のうえ提出する。
- D. 実績を報告する廃棄物は、廃家電や専ら物なども対象となる。
- E. 実績報告書の用紙に押印する登録印は、会社印として通常使用しているものであれば、印鑑証明書と同じものでなくてもよい。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 2 0】（分野 2）特別区における一般廃棄物収集運搬業の実績報告書に関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 実績報告書に普通ごみ、道路・公園ごみ等（汚でい・廃家電以外）の処理量を記載する際の単位には、処理重量を表す「k g（キログラム）」を使用する。
- B. 一般廃棄物処理実績報告書および区別一般廃棄物処理量実績調査票は、取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。
- C. 区別一般廃棄物処理量実績調査票は、実績がない場合は実績なしと表記し、押印のうえ提出する。
- D. 一般廃棄物処理実績報告書は、区ごとに集計された区別一般廃棄物処理量実績調査票の数値を当該区の欄に記入する。
- E. 実績報告書において、中防不燃ごみ処理センターに持ち込んだものについては、区長の指定する処理施設の「埋立」の欄に記入する。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 2 1】(分野 2) 特別区における一般廃棄物収集運搬業の手続きに関する下記の A～E の記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 新規・更新許可申請書は、郵送により提出することができるが、許可証の交付は郵送ではできない。
- B. 取り扱う一般廃棄物の種類が道路・公園ごみの場合、継続的な作業場所が少なくとも 1 か所以上ないと更新することができない。
- C. 変更届に登記事項証明書等の公的機関に発行手数料の支払いを要する書類を添付する際は、変更後 3 か月以内に発行されたものの写しを提出する。
- D. 運搬先の増加にともなって変更承認申請を行う際は、添付書類の提出は不要である。
- E. 運搬施設の減少にともなって変更承認申請を行う際は、添付書類の提出は不要である。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 2 2】(分野 2) 特別区における一般廃棄物収集運搬業の手続きに関する下記の A～E の記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 能力認定試験の受験資格を有するのは、法人の場合、当該法人の役員（会計参与、監査役及び監事を除く。）のうち 1 名のみである。
- B. 道路清掃において、都道や国道等作業する道路が複数区にまたがる場合、作業するすべての区の許可を受ける必要がある。
- C. 許可を持たない会社が、許可を受けている会社を吸収合併した場合は、その許可を引き継ぐことができる。
- D. 作業場所増加の変更届を提出する際は、作業場所がある許可区の許可証の写しを添付する必要がある。
- E. 許可を受けている会社が新たに別会社を設立した場合は、その許可を引き継ぐことができる。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 2 3】（分野 2）特別区における一般廃棄物収集運搬業の申請・届出に関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 作業場所が増加又は減少するときは、変更した日の翌月の 10 日までに、1 か月分の変更届をまとめて提出する。
- B. 運搬施設の代替の変更届は、自動車車検証の写し及び代車等使用承認書などを添付して提出する。
- C. 普通ごみを取り扱う稼働運搬車を増車する際は、1 台当たりの月平均運搬量が 20 トン以上見込まれる必要がある。
- D. 業を廃止した場合は、2 週間以内に清掃協議会に届け出なければならない。
- E. 法人の役員の住所を変更するときは、変更後 10 日以内に変更届を提出する。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 2 4】（分野 2）特別区における一般廃棄物収集運搬業の申請・届出に関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 予備車を増車するときは、変更届を提出する。
- B. 運搬車を入れ替える（代替する）ときは、変更後 10 日以内に変更届を提出する。
- C. 運搬車の種類（車種）を変更する（塵芥車からダンプ車への変更等）ときは、変更届を提出する。
- D. コンテナ車のコンテナのみを増やすときは、変更承認申請を提出する。
- E. バキューム車の増車について、増車後の積載総量が増車前の積載総量を超えないときに限り、変更承認申請の手続きによって増車することができる。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 2 5】（分野 2）特別区における一般廃棄物収集運搬業の運転日報に関する下記の A～E の記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 作業場所ごとに、収集を終えた時間を記入する。
- B. 作業場所ごとの計量にあたっては、目分量でごみの量を見積もる方法も認められている。
- C. 収集作業中にやむを得ず袋数で記載する場合は、実情に即した換算値を設定し、実重量の把握に努めなければならない。
- D. 収集時に計量器等での実重量の把握が困難な場合は、排出事業者（作業場所）ごとの排出の傾向を的確に把握した上で、適切な換算値を定め、許可の更新を受ける度に見直しを行う。
- E. 運転日報では、作業場所で計量した収集量の合計と、処理施設へ搬入した際の計量値が一致していなければならない。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 2 6】（分野 2）以下の表は、特別区における一般廃棄物収集運搬業の新規許可申請の際に必要な書類を示したものである。表中の に入る語句を解答欄に記入しなさい。

・新規許可申請に必要な書類

1	一般廃棄物収集運搬業許可申請書
2	事業開始 (ア) 及び調達方法
3	収集運搬業の許可申請に係る添付書類
4	(イ) を取り扱う場合は、一般廃棄物 (ウ) 証明書

【問 2 7】（分野 2）転居廃棄物の中防処理施設（粗大ごみ破碎処理施設）への搬入手続きについて、通常の臨時持込の申請書類に加え、必要となる 3 つの書類についての記述となるように、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

- ・ 転居する家庭の方からの（ア）
- ・ （イ）であることを証明できる書類
- ・ 中防処理施設管理事務所からの転居廃棄物（ウ）等（エ）

【問 2 8】（分野 2）以下の文章のに入る語句を解答欄に記入しなさい。

運搬施設の増車の手続きの際は、（ア）、（イ）、（ウ）の写し、運搬車の（エ）の提出が必要である。

【問 2 9】（分野 2）以下の文章の に入る語句を解答欄に記入しなさい。

法人の主たる事務所を変更する手続きの際は、（ア）証明書、（イ）証明書、及び主たる事務所の案内図の提出が必要である。また、法人の代表者の氏名を変更する手続きの際は、（ア）証明書、（イ）証明書、及び （ウ）に該当しない者である旨の （エ）の提出が必要である。

【問 3 0】（分野 2）以下の表 1 は一般廃棄物収集運搬業の事業の区分について、表 2 は事業の区分を変更する場合に必要な手続きについてまとめたものである。表中の に入る語句を解答欄に記入しなさい。

表 1 事業の区分

① 収集・運搬（保管・積替えを除く。）
② 収集・運搬（保管・積替えを含む。）
③ 運搬（保管・積替えを含む。）
④ 運搬（ （ア）に限る。）

表 2 事業の区分を変更する場合に必要な手続きについて

	①へ変更	②へ変更	③へ変更	④へ変更
①から		（エ）	変更許可申請	変更届
②から	（イ）		変更届	
③から	（ウ）	変更許可申請		
④から	変更許可申請	変更許可申請	変更許可申請	

【問 3 1】（分野 3）以下の A～E は、廃掃法における行政処分に関する記述である。区長が一般廃棄物処理業の許可を必ず取り消さなければならない場合に該当するものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 不正の手段によって許可を受けたとき
- B. 廃掃法に違反する行為をし、情状が特に重いとき
- C. 区長による改善命令に従わなかったとき
- D. 違反行為に関与し、情状が特に重いとき
- E. 廃棄法第 7 条第 11 項の規定により許可に付した条件に違反したとき

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 3 2】（分野 3）以下の A～E は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針で定める事項に関する記述である。正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- B. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- C. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する政策を推進するための基本的事項
- D. 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する基本的事項
- E. 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 3 3】（分野 3）以下の A～E は、一般廃棄物収集運搬業の許可基準で、特別区の規則に規定するその他区長が必要と認める事項についての記述である。正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 継続的な作業場所が建物を単位とする場合、他の一般廃棄物収集運搬業者と当該建物を共有してもよい。
- B. 運搬先が特別区の区域外であっても、特別区内で収集を行う運搬車は、特別区を管轄する東京運輸支局又は自動車検査登録事務所で登録を受けたものでなければならない。
- C. 専ら再生利用の目的となる古紙又は古繊維を収集運搬する場合は、収集場所が特別区の区域内であっても、区長が許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両を用いなくてもよい。
- D. 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車の車両総重量は 10 トン以下としなければならない。
- E. 運搬車の洗車設備を自ら所有すること。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 3 4】（分野 3）廃掃法第 7 条及び東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一般廃棄物処理業に関する下記の A～E の記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例において、事業系一般廃棄物とは、家庭廃棄物以外の廃棄物をいう。
- B. 事業系一般廃棄物を処理施設に搬入した者は、廃棄物処理手数料として、1 キログラムにつき 36 円 50 銭を払わなければならない。
- C. 許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日から起算する。
- D. 市町村長は、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が可能な場合でも、業の許可をすることができる。
- E. 一般廃棄物の収集又は運搬業の許可は、2 年を下らない環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問35】(分野3) 廃掃法施行規則第2条一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する下記のA～Eの記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けた者。
- B. 市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者。
- C. 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者。
- D. 都道府県（一般廃棄物の収集又は運搬をその業務として行う場合に限る。）
- E. 一般廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。）

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問36】(分野3) 廃掃法第7条第5項第4号ハの生活環境の保全を目的とする法令に関する以下のA～Eの記述のうち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 大気汚染防止法
- B. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- C. 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- D. 放射性物質汚染対処特別措置法
- E. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 3 7】（分野 3）廃掃法に規定されている罰則についての一つの記述となるように に
入る語句を解答欄に記入しなさい。

- ・ （ア）命令に違反したとき（法第 19 条の 4）
- ・ 自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせたとき（法第 7 条の 5）

上記 2 つの違反行為に共通する罰則：（イ）若しくは （ウ）又はこの併科

【問 3 8】（分野 3）以下の文章が、災害廃棄物の収集運搬をする者の一部が許可不要であること
を示す廃掃法施行規則の一部となるよう、に入る語句を記入しなさい。

（ア）から災害廃棄物処理特措法第 2 条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であって、次のいずれにも該当する者（災害廃棄物処理特措法第 4 条第 1 項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。）。

イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、（イ）及び （ウ）を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

（途中略）

ニ （ア）と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集又は運搬（災害廃棄物処理特措法第 4 条第 1 項の規定により行う一般廃棄物の収集又は運搬に限る。）を委託しようとする者として記載されていること。

【問 39】(分野 3) 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例第 7 条の規則で定める受入基準について、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則第 8 条の条文となるよう、に入る語句を記入しなさい。

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則

第 8 条 条例第 7 条の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

一 一般廃棄物の場合 次に掲げるとおりとする。

イ 東京二十三区清掃一部事務組合を組織する特別区の区域内において発生した一般廃棄物であって、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) ふん尿
 - (2) 動物の死体
 - (3) (ア) に指定されている物
 - (4) 有害性の物
 - (5) (イ) のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物
 - (6) 液状の物（投入施設に運搬する場合の (ウ) を除く。）
 - (7) (エ) 又は顆粒状で飛散するおそれのある物
- (以下略)

【問 40】(分野 3) 一般廃棄物処理計画について東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例で規定する条文になるよう、に入る語句を記入しなさい。

第 3 条

管理者が処理する廃棄物は、次に掲げるものとする。

- 一 次条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画に適合する家庭廃棄物、 (ア) 一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物
- 二 その他管理者が処理することが必要であると認める廃棄物

第 4 条

管理者は、法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

- 2 管理者は、一般廃棄物処理計画に重要な (イ) があつたときは、その都度告示するものとする。
- 3 管理者は、一般廃棄物とあわせて処理する (ウ) を処理する場合は、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

【問４１】（分野４）循環型社会形成推進基本法に関する下記のＡ～Ｅの記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢１～５の中から選びなさい。

- A. 循環資源については、その処分の量を減らすことにより環境への負荷を低減する必要があることにかんがみ、できる限り効率的な利用が行われなければならない。
- B. 原材料、製品等については、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用又は処分に伴う環境への負荷ができる限り低減される必要がある。
- C. 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならない。
- D. 原材料にあつては循環的に利用されることにより、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならない。
- E. 製品にあつてはできるだけ長期間使用されることにより、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならない。

- 1. １つ
- 2. ２つ
- 3. ３つ
- 4. ４つ
- 5. ５つ

【問４２】（分野４）特定家庭用機器再商品化法に関する下記のＡ～Ｅの記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢１～５の中から選びなさい。

- A. この法律において機械器具が廃棄物となったものについて「再商品化」とは、廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償で譲渡する行為をいう。
- B. この法律において「特定家庭用機器廃棄物」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具が廃棄物となったものをいう。
- C. 小売業者の委託を受けて特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う産業廃棄物収集運搬業者は、廃掃法の規定にかかわらず、特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。
- D. 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を他の者に委託して行うときは、当該収集又は運搬を受託した者に対して、この法律に規定する管理票に関する事務を委託することはできない。
- E. 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、必ずこの法律の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等に当該家庭用機器廃棄物を引き渡さなければならない。

- 1. １つ
- 2. ２つ
- 3. ３つ
- 4. ４つ
- 5. ５つ

【問 4 3】（分野 4）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律及びその政令についての下記の A～E の記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. この法律において「食品」とは、飲食料品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
- B. 食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集運搬を業として行う者は、廃掃法の規定による許可を受けなくて、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集運搬を業として行うことができる。
- C. 登録再生利用事業者でない者は、登録再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
- D. 一般廃棄物収集運搬業者は、食品関連事業者の委託を受けることにより、当該運搬の許可を受けた市町村（特別区）の区域を超えて、食品循環資源の運搬を業として行うことができる。
- E. 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に当該再生利用事業に係る料金を定め、環境大臣に届け出なければならない。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 4 4】（分野 4）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律についての下記の A～E の記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 食品関連事業者から排出される食品残さを、登録再生利用事業者の処理施設に搬入する場合は、各区が条例で定める処理手数料の上限料金を超えてもよい。
- B. 「食品関連事業者」とは、食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者、又は飲食店業及び学校給食その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者をいう。
- C. 「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。
- D. 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち廃棄されたものを、「食品廃棄物等」という。
- E. 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたものを、「食品廃棄物等」という。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 4 5】（分野 4）食品循環資源の再生利用等の促進に関する関係法令、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律についての下記の A～E の記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 登録再生利用事業者として登録を受けることができる者は、特定肥飼料等の製造を業とするものに限られる。
- B. 登録再生利用事業者は、5 年ごとに登録の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- C. 「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器であるものをいう。
- D. 認定特定事業者は、廃掃法の規定による許可を受けないで、分別基準適合物の再商品化に必要な一般廃棄物の運搬を業として実施することができる。
- E. 「容器包装」とは、商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要となるものをいう。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 4 6】（分野 4）使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律について下記の下記の A～E の記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 認定事業者は、廃掃法の規定による許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。
- B. 認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施する者は、廃掃法の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行うことができる。
- C. 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分の事業を行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。
- D. 小型電子機器等の小売販売を業として行う者は、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。
- E. 「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、廃棄物になったものをいう。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問４７】（分野４）循環型社会形成推進基本法第１１条に規定されている事業者の責務に関する条になるように、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては（ア）がその事業活動等において（イ）となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、
（ア）がその事業活動において（ウ）となった場合には、これについて自ら適正に（エ）な利用を行い、（中略）自らの責任において適正に処分する責務を有する。

【問４８】（分野４）特定家庭用機器再商品化法第４３条第３項に規定されている管理票に関する条文になるように、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

（ア）は、前項の規定により（イ）から（ウ）を引き取るときは、同項の規定により（エ）された管理票に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該（イ）に当該管理票を回付しなければならない。この場合において、当該（ア）は、当該管理票の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

【問４９】（分野４）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第１条に規定されている目的に関する条文になるように、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

この法律は、食品循環資源の（ア）及び（イ）並びに（ウ）の発生の抑制及び（エ）に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

【問５０】（分野４）使用済自動車の再資源化の促進に関する法律第２条第６項第１号に規定されている再資源化事業計画の認定に関する条文になるように、に入る語句に記入しなさい。

この法律において「指定回収物品」とは自動車に搭載されている物品であって、次の各号のいずれにも該当するものとして（ア）で定めるものをいう。

- 一 当該自動車が使用済自動車となった場合において、（イ）が当該使用済自動車から当該物品を回収し、これを自動車製造業者等に引き渡してその（ウ）を行うことが当該使用済自動車の（ウ）を適正かつ円滑に実施し、かつ、（エ）及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもの

平成28年度 特別区一般廃棄物処理業能力認定試験 解答一覧（収集運搬業）

問	正解	問	正解	問	正解	問	正解	問	正解	問	正解	問	正解	問	正解
1	3	11	(ア) 専用車両	16	1	26	(ア) 資金	31	3	37	(ア) 措置	41	2	47	(ア) 原材料等
2	5		(イ) 再生利用品	17	2		(イ) 普通ごみ	32	4		(イ) 5年以下の懲役	42	4		(イ) 廃棄物等
3	1		(ウ) 産業廃棄物	18	3		(ウ) 処理委託	33	1		(ウ) 1千万円以下の罰金	43	2		(ウ) 循環資源
4	2		(エ) 雇用	19	5		(ア) 委任状	34	5		(ア) 環境大臣	44	2		(エ) 循環的
5	2	12	(ア) 運行日	20	2	27	(イ) 家庭廃棄物	35	1	38	(イ) 人員	45	1	48	(ア) 再商品化等実施者
6	4		(イ) 運転日報	21	5		(ウ) 搬入日	36	4		(ウ) 財政的基礎	46	1		(イ) 小売業者
7	5		(ウ) 荷箱	22	3		(エ) 承諾書				(ア) 特別管理一般廃棄物				(ウ) 特定家庭用機器廃棄物
8	3	13	(ア) 区	23	2	28	(ア) 増車理由書			39	(イ) 爆発性				(エ) 交付
9	3		(イ) 許可番号	24	2		(イ) 器材一覧表				(ウ) し尿			49	(ア) 再生利用
10	4		(ウ) 車両ナンバー	25	3		(ウ) 自動車検査証				(エ) 粉末状				(イ) 熱回収
			(エ) 保管・積替え				(エ) 写真				(ア) 事業系				(ウ) 食品廃棄物等
		14	(ア) 許可			29	(ア) 登記事項			40	(イ) 変更			50	(エ) 減量
			(イ) 承認				(イ) 印鑑				(ウ) 産業廃棄物				(ア) 政令
			(ウ) 外				(ウ) 欠格条項								(イ) 解体業者
			(エ) 内				(エ) 誓約書								(ウ) 再資源化
		15	(ア) 指定引取			30	(ア) 荷卸し								(エ) 廃棄物の減量
			(イ) 中間集積				(イ) 変更届								
			(ウ) 再商品化				(ウ) 変更許可申請								
							(エ) 変更許可申請								